

昭和二十七年十二月十七日(水曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 船田 中君

理事 船田 憲一君 理事 富田 健治君

理事 早稲田 柳三郎君 理事 大矢 省三君

理事 武藤 運十郎君

大西 禎夫君 岡田 忠彦君

砂田 重政君 田中 萬逸君

森 幸太郎君 北村 徳太郎君

菅 順造君 栗山 博君

吉田 賢一君 辻 政信君

出席國務大臣

國務大臣 木村 篤太郎君

出席政府委員

法制局長官 佐藤 達夫君

法制局次長 林 修三君

保安政務次官 岡田 五郎君

保安庁長官官房長 上村 健太郎君

委員外の出席者

議員 谷川 昇君

専門員 龜井 浩君

専門員 小関 紹夫君

十二月十六日

軍人恩給復活に関する請願外二件

(西村茂生君紹介)(第一〇一八号)

同外五件(西川貞一君紹介)(第一〇

五一号)

同(吉武恵市君紹介)(第一〇五二号)

同外八件(久原房之助君紹介)(第一

〇五三三)

老齢軍人に対する恩給復活の請願

(田中伊三次君紹介)(第一〇五四号)

元軍人遺族の扶助料復活に関する請

願(田中伊三次君紹介)(第一〇五五

号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

老齢元軍人に対する恩給復活の陳情

書(香川果丸龜市大手町四番地高木

吾市外十三名)(第八〇一号)

平和憲法擁護及び再軍備反対に関す

る陳情書(日本教職員組合執行委員

長岡三郎外四名)(第八〇二号)

行政整理反対に関する陳情書(日本

教職員組合執行委員長岡三郎外四

名)(第八〇三三)

商船大学東京校舎返還促進に関する

陳情書(商船大学東京校舎返還促進

本部長小泉秀吉)(第八〇四号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

保安庁法の一部を改正する法律案

(栗山長次郎君外十一名提出、衆法

第一五五号)

○農谷委員長代理 これより会議を開

きます。

委員長が所用のため理事の私が委員

長の職務を行います。

これより保安庁職員給与法の一部を

改正する法律案内閣提出第二四号、保

安庁法の一部を改正する法律案栗山

長次郎君外十一名提出、衆法第一五

号を一括議題として質疑を行います。質

疑は通告順に行います。富田健治君。

○富田委員 先日来の保安庁法の一部

改正に関する議案について政府の

説明を承っております。保安庁法に

おいて船舶安全法とか船舶職員法ある

いは電波法の一部の適用を除外したの

は、これらの基礎になつております。

国際條約、すなわち一九四八年の海上

における人命の安全のための国際條約

並びに国際電信通信用の適用までも

除外したのじやないということ、船

舶安全法とは條約の要求している以外

の事項についても規定をしているため

に、この保安庁の中の警備隊船舶並び

に移動無線局のような国家機関に属

し、特別任務を遂行するものにつきま

しては、一般法たる船舶安全法という

ようなものの規定をそのまま適用する

ことは不適当と認める。そこでこれが

適用の除外をしたけれども、当然それ

がために政府の責任において、これら

の條約を最も忠実に履行するために

は、部内の規定あるいは命令を発する

措置を考へておるということでありま

したけれども、どういふふうな規定な

りあるいは措置をお考へになつておる

か。これは政府委員からでもけつこう

でありますからお伺いしたいと思

います。

○上村政府委員 保安庁といたしまし

ては、警備隊の船舶につきまして船舶

安全法が適用されないことになつてお

りますけれども、目下警備隊の任務と

船舶の機動性、航海に耐える性能でこ

ざいですがこれを考慮いたしました。そ

の構造等について船舶造修規則とど

もいふべきものを目下検討中でありま

す。なお警備隊の船舶につきましては

各種の船舶ごとに船長、副長、航海長、

機関長、通信長というふうな種類の船

舶職員の資格と定員につきまして一応

案を作成いたしております。なお一部

ましても、開設の許可及び検査につき

ましてはおおむね電波法に準拠いたしま

して、無線通信の良好な運営を確保す

るのに必要な基準を定めようとしてお

ります。また警備隊の船舶に乗り組ん

で無線通信に従事いたしまする者は、

電波法の無線通信の資格を有する者を

当てなければならぬのでございます

が、これらの有資格者を採用してこれ

に当てるようにいたしております。

○富田委員 そういふ要綱が何か、そ

ういふものでもできておりましたよう

かどうですか、お伺いしたいと思います。

○上村政府委員 一部につきましては

まだ完全なものはできておりません

が、大体の要綱は作成いたしております。

○富田委員 おさしつかえなければ、

できておるならばひとつ配付でもして

いただけたかと思ひますが、いかがで

すか。

○上村政府委員 今取寄せましてお配

りいたします。

○富田委員 私のお尋ねすることはこ

れでけつこうなんです、資料が来る

までまだ大分時間がありましようか

ら、他を進めていただきたいと思ひま

す。

○農谷委員長代理 ほかに御質疑あり

ませんでしょうか。

○大矢委員 これは外務委員会でも相

当論議されたのでありますが、この委

員会では簡単に保安庁法の一部改正と

いうことになつておりますが、この船

舶貸借のフリゲートですか、これに対

しては外国ではこれは普通の船舶と認

めておるのですか。それとも特殊な

——私どもよくわからぬが、日本では

軍艦でない、船舶だということに政府

も言つており、またそういうときめ

が行われておるようですが、外国では

一体どう見ておりますか。

○上村政府委員 軍艦の国際法上の定

義は、軍艦たるの標識旗をあげまして、

正規の海軍将校が乗り込んでおり、そ

の統制下にあるというのが軍艦でござ

いますので、この船がアメリカにあり

ましたときには海軍の籍に入つており

ましたから、軍艦だつたわけでありま

す。ただ日本側へ借りまして、保安庁

で運営いたします場合には、政府所有

の公船ということになりまして、軍艦

にはならないと思ひます。従ひまして

国際法上では、外国から見まして日本

の政府所有の公船であるということに

なつております。

○大矢委員 まあ軍艦でないというの

ですが、それはそれとして、この装飾

砲があるということですが、どのくら

いの砲が何門あるか。それとトン数、

それから外国へこれは出ないから、日

本の沿岸だけだからこういう普通の船

舶としての扱ひは必要ないのだという

ことを政府も説明しておりますが、

この装飾、それから内容、どの程度の

活動ができるのか。たとえば最近非常

に拿捕されておりますが、それに対

して万一の場合にこの砲を使うことが

あるのかどうか。そういう實際面にお

いて政府の方で、あるいは直接関係の

人で、そういう場合、今申しました装

らしいの大きなことかというのを、もしわかつていたら……。

○上村政府委員 今回借ります警備船はPと申します。それからLSS L型と二種類ありまして、Pの方の性能は排水量が千四百三十トン、最大速力十八ノット、航続距離が十二ノットにいたしまして約一万マイル、装備は三インチ砲が三基、四十ミリ機銃機が二基、二十ミリ機銃機が九基、それから爆雷投射機が十基、乗組員は約百六十名でございます。

〔熊谷委員長代理退席、委員長着席〕

もう一つの小さい方のLSS L型と申しますのは、排水量二百五十トン、最大速力が約十二ノット、航続距離は十ノットにいたしまして五千五百海里、装置といたしましては、四十ミリ機銃機二ないし三基、二十ミリ機銃機四基、そのほかにロケット発射機を二基持つております。乗組員は約七十名であります。

なおこの船の活動につきまして、漁船の拿捕等についてはどういふようなことを行ふのかというお尋ねでございますが、これは軍艦ではございせんので、国際法上軍艦の権限を行使するわけに参らぬのでございます。従いまして、外国の正式な軍艦が国際法上の正当な権限に基づきましてわが方の漁船を拿捕する、あるいは臨検するというような場合に、これに対して実力を使ふことはできないわけでありまして、こういう場合にはあくまで外交交渉によるほかないと思っております。しかしながら国際公法を無視いたしまして、急迫、不正の攻撃をして来るというような場合におきましては、正当

防衛あるいは緊急避難というような形で実力を使ふ場合もあるかと思うのでございますが、この点につきましては、まだ船が出動いたしておりませんので、外務省当局等とも相談いたしまして、それらの場合をきめたいと思つておる次第であります。

○大矢委員 これはお聞きして初めてわかつたのですが、これだけの装備、それからいろいろな戦闘設備と申しますか、装備といひますか、こういうものがあつて軍艦でないと言つておるのですが、アメリカあるいは日本はそう思つてゐるかもしれないけれども、他の国では完全なる軍艦だ、いわゆる戦力の一部というように見るのが当然だと思ひます。これはそうではないと言へば今聞かわけには参りませんが、国際法を越えて拿捕した場合に実力行使をすることがあり得る、いわゆる自衛のための戦闘があり得ると思つてゐるのです。そのためにこういう装備もあるものであります。これはやはり国内的には日本の憲法の戦力を持たないという九條に對しても、また国際的にも納得ができませんと思ひますが、これはそうではないのだ、憲法に違反しないのだ、そういう意思では毛頭ないのだ、ただ向うが国際法を犯して拿捕した場合に、あるいはそういうことがあり得るかもしれないが、こつちから積極的に出ないのだからそうではないということ、何か簡単な言葉で納得する説明ができますか、私はどうも納得できないのであります。

○上村政府委員 アメリカその他各国のいわゆるコースト・ガードと申しますか、沿岸警備に使用しております船舶につきましては、やはりこの程度の装備を持つておりまして、いわゆる戦闘をする目的でない船舶につきましても、この程度の重装備は各国ともいたしておる状況でございます。

○大矢委員 外務委員会での政府説明には、あくまでもこれは沿岸警備をし、普通の船舶でないものであるからして、船舶安全法の適用を受ける必要がないということでしたが、委員との質疑応答の結果、国際法を尊重するといふ意味で、新しくこういう改正案が議員提出として出されて来た。この改正案を出すに至つた経過について政府並びに提案者にお聞きしたいのですが、特に憲法上から国際法を遵守するという建前から行きますならば、政府が提案して不完全である場合には、政府みづからこれを改正するのが当然であると私は考へる。それをどうして議員提出として改正案を出したか、その経緯を伺いたい。

それから政府は必要でないと言ひ、議員の方では必要ありとして改正案を出してゐる。政府は今必要がないと認めておるのか、あるいはこの改正の程度は必要であると考えておるのか、その点両方にお聞きします。

○岡田(五)政府委員 お答えいたします。本法案が議員提出として出された経過につきましては、昨日栗山委員から一応御説明になりましたので、私からお答え申し上げることを差控へさせていただきます。あるいはまた必要とあれば谷川さんから御説明あるかとも思ひます。第一の本法案を提出するに至つた経過は、昨日栗山委員から申し述べ済みでございます。

次に、なお政府はこの法案を提出しなくともいいと考えておるのかどうか、こういうような御質問かとも存じますのでお答えいたしますが、政府といたしましては、現在の状態におきましても決して條約違反をしておるものではない、従つてまた憲法違反をしておるものでもない。また従つて形式的に適用條文をあげないからといつて、安全條約に除外された軍艦ともみなしてない。こういうことについての政府の意見はかわりはないのでございませうが、先ほど富田委員からの御質問に對しまして、政府といたしましては政府の船、いわゆる公船に対する規則または規定を設けて、條約の履行を形式的に實質的に整へるべく準備をしておることを申し上げたのでございませう。ただ船舶貸借協定を外務委員会では、御審議いただいております経過におきまして、また予算委員会におきまして中曾根委員からいろいろ御質問がありまして経過から見まして、法の解釈につきまして疑義が起らないように、保安庁法を一部改正をすることが完璧を期するゆゑである、かように考えまして、国会審議の過程におきまして、議員立法として御提案なさいましたことにつきましては、政府といたしまして満腔の賛意を表しておるような次第であります。

○大矢委員 今の答弁から行きますと、当然完璧を期するために、政府みづからが、この改正をなすべきではないか。もし議員提出がなかつた場合は、このままで行くというのですか。

○岡田(五)政府委員 政府といたしましての解釈は、先ほど申し上げましたように、本法案の改正がなくとも、條約違反でもなく、また憲法違反でもない、またフリーゲート艦——貸借協定に

よつて借ります船が軍艦であるというやうな解釈は、とらないわけでございます。以上お答え申し上げます。

○大矢委員 提出議員の方に伺ひますが、今お聞きする通り、政府ではこういうものがなくともいい、こう言つてゐるのですが、なくともいいものを、どうして議員提出として出すのですか。

○岡田(五)政府委員 先ほどあるいは言葉が行き過ぎであつたかもしれませんが、一応なくとも、私が申し上げましたように、條約違反にもならない、また貸借協定によりまして借ります艦艇が軍艦にならない、こういう意味で申し上げたのでありまして、先ほど説明申し上げましたように、そういう政府の解釈はとつておりますが、現在の態勢では、いろいろと疑問が起りますので、その完璧を期する意味におきまして、議員提出としてこの法律を出していただくことには、満腔の賛意を表し、歓迎をいたしております。かように申し上げた次第でございます。

○大矢委員 疑問があるからというのとならば、むしろ政府みづからが、疑問を解くために、積極的にこれを出すべきだ。私が尋ねておるところは、必要があるのかないのか、あるならば政府みづから出せばよい、いわゆる疑問があるからというのでありますから、当然これは政府が出すべきで、それをどうして議員提出を出したかということについて、提出者に対して私はなお聞きたいと思ひます。

○谷川昇君 私は外務委員会の委員であります。私は外務委員会に、前回の当委員会におきまして、委員長より詳しくその間の消息は御説明申し

上げたのでありますが、ただいま外務委員会に付議されております、日米船舶貸借協定の審議にあたりまして、いろいろ議論がなされて、その結果、今まで御説明のありましたような点について、いろいろ質疑がかわされたのでありますが、これは、これの取扱いについての行政措置を法的にはつきりさせておく必要がある、こういう議論になりました。さてそれにはどうしたらいいだろうかという話になりました。これに、これは政府の方から修正案を出していただくという話になりました。この点をお聞きしたい。

○上村政府委員 この條約に規定してありますことは、各該の政府は、それぞれ各国政府の措置を遵守する措置を講ずるという義務を課しておるわけでございます。船務安全法はこの條約の要求しております以外の事項をも規定しておりますので、警備隊の船舶のように、特別の公共の任務を有する国家の所屬船につきましては、一般法であります船舶安全法を、そのまま適用するということとは、必ずしも適當でないと思つて、その適用を排除いたして、おつたわけでございます。しかしながら、條約の要求しますところにつきましても、政府側の責任におきまして、直接その船舶について條約の規定を履行いたしますための、部内の規定及び命令を發する措置をとりつたわけでございます。この條約に規定しております事項のうち、この條約は大體國際航海に従事する船舶についての適用するということになつております。ただその附則のうちの第五章に、航海の安全に関する規定がございますが、これのみは國際航海に従事

するもののみではなく、全部の船舶に適用があるわけでございます。しかしながら、この第五章の規定を検討いたしてみますと、大體は危険の通報、あるいは氣象の業務、あるいは遭難に関する規定その他でございます。これはこの警備隊の船舶にも適用があるわけでございます。従いまして、警備隊の船舶につきましても、この第五章についてのみの規則を制定いたすということにいたしておるわけでありまして、ことにこの第五章の規定は、航海の安全を保持するための規定でございます。警備隊本来の任務としておるところであります。しかしながら、この條約にはその他の規定もたくさんございまして、これを受けて船舶安全法ができておるわけでございます。従いまして、保安庁の船舶に適用すべき部分と、適用すべきでない、また適用を適當としない部分とがござつておるわけでございます。従いまして、この第五章につきましても、保安庁独自の立場からでも適用しなくてはならぬ。また當然遵守すべきものであると思つて、また適用すべきでございます。また船舶職員法を除外いたしたものは、これは警備隊の任務の特殊性に基きまして、乗組員の資格だとか、定員を定めるにつきまして、特別の定めをする必要があつたからでございます。船舶の職員につきましても、條約はございまして、この條約は政府所有の船舶には適用がございせんので、船舶職員法につきましても、條約の關係は起つて参らないのでござい

ます。なお電波法につきましても、保安庁法は全面的に適用を排除しているのではありませんで、電波法のうちの無線局の免許、検査、無線従事者に

關する規定だけを、排除して、適用しないということにいたしておつたのでございまして、この電波法も、船舶安全法と同様に、條約の要求しております以上のことと詳細に規定しております。これは全面的に適用いたしますことは、保安庁の船にいたしましては、適當でないと思はれるものが、大部分でございます。しかしながら、この電波法の除外いたしましたものにつきましても、條約の規則自体は當然遵守しなくちゃならぬし、またそれを守るような規則もつくらなければならぬ。こういうふうな考えをしております。以上のような理由で、従来は適用除外になつておつたのでございまして、けれども、條約を守らないという意味ではございせん。必要な手続をとりつたわけでございます。ただ法律關係を明確にいたすために、今回の改正法のような修正をしていただきますれば、先ほど政務次官から申し上げました通り、一層この條約と国内法との關係、及び国内法と保安庁法との關係が、はつきりして来ると思つてございまして。

○大矢委員 それではこのようにふりかへて理解していいですか。第八十七條の一部の改正が今度の法案に出てゐるのですが、船舶安全法なるものの全般は國際法と相當隔たりがある、そのうちの人命安全に關係するものをここに入れた。これを全部適用することは適當でない、そういう意味におきまして、國際法を尊重する意味で、このように一部だけにしたので、このようにふりかへていいのでしょうか。但し、船舶職員法だけは別で、電波法並びに船舶安全法の一部は、國際法の規定に

基いたもののみを改正するんだ、このようにふりかへていいのでしょうか。

○林政府委員 この点法制局の方からお答えいたします。これを御提案になりまして、今度の保安庁法の改正では、船舶安全法の二十七條と二十八條の一部でございまして、適用されることになつております。この二十七條でござい

ますが、これは海上衝突予防法の規定でございまして、海上衝突予防法につきましても、これは説明するとなかなか長くなるのでございまして、二十七條は船舶の衝突予防に關して必要な事項はすべて政令をもつて定めるという規定になつております。これはただいま海上衝突予防法という法律がございまして、これが働いておるわけでありまして、これは船舶法の付則をござい

ます。これは船舶法の付則をござい

い海上衝突予防法が今後できることになると思ひます。従いまして、この二十七條はあるいは適用をしても、適用しなくても警備隊の船舶については、實際の意味はほとんどないのであります。が、法規の体裁から申しますと、船舶衝突予防のことも、保安庁の船舶に適用があるというところをばつかりした方がよいと存じて、この二十七條が入つておることと存じます。

それから二十八條の方でございますが、二十八條では「危険及氣象ノ通報其ノ他船舶航行上ノ危険防止ニ関シ必要ナル事項」これがいわゆる国際人命安全條約の第五章の航海の安全に関する規定を具体化したしました規定でございます。これはただいまのところは、全部運輸省令をもつて規定されております。これは大体條約と同様あるいは條約より少し詳しい規定が運輸省令でまづつております。これにつきましては、従来の保安庁法におきましては、この條約で、航海の安全に関する規定は、軍艦以外のすべての船舶に適用することになつておりますので、たとい船舶安全法のこの二十七條を適用を排除いたしましても、警備隊の船舶も当然條約の規定の直接拘束を受けるわけでありまして、その條約の直接拘束のもとに、この航海安全に関する規定を自分で定めればよかつたわけでございますが、今回の外務委員会等におきまます御審議の経過で、なるべくさしつかえない範圍においては、船舶安全法もできる範圍においては適用した方がよいのじやないか、こういうふうな御意向で、二十八條も内容は同じこととございしますが、適用になるようになされたのではないか、かように考えてお

ります。

○大矢委員 そこで二十八條の「危険及氣象ノ通報其ノ他」ということを入れるということですが、これを適用するということに改正すれば、これは一般の船舶として、運輸省の監督官が、一年に一回ずつ検査することになつておるのですが、それはできるのですか、できないのですか。

○林政府委員 この二十八條は純然たる、ただいま申しました国際人命安全條約の、いわゆる航海安全に関する規定の委任規定でございます。船舶の安全法の本体の規定ではございませぬ。これはいわば国際人命安全條約の本体の規定であります。船舶の構造で規定を設けたものではございませぬ。規定を設けたものではございませぬ。で、国際人命安全條約の第五章の航海の安全、先ほどお話ししたした危険通報とか、あるいは氣象業務の通報とか、そういうことに關します規定でございます。検査云々の規定ではございませぬ。條約上各船舶がみづから守るべき規則を、運輸省令ではつきりしておる点の根據規定でございます。またこれは、ごらんになるとわかりますように、二十八條には「必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム」と書いてございまして、これは法律の体裁から申せば、保安庁の船舶については、總理府令をもつて規定することもできるわけでございます。必ずしもこれは運輸省令のみを適用するという趣旨ではない、法律上はどちらでもできるわけでございます。

○大矢委員 二十七條のこういうことを挿入することになりますと、一年に一回ずつ船舶の關係庁から監督し、これを検査することは、普通一般船舶と同様に行うのかどうか。

○林政府委員 この二十七條は、船舶の衝突予防でございますが、これは御承知のように、先ほどちよつと申し上げましたが、現在海上衝突予防法という法律がございまして、この海上衝突予防法は、二十七條に基づきます政令が出来ます。これは効力を持つておりまして、保安庁法では別にこの海上衝突予防法の適用を排除いたしておりませぬ。従いまして、現在はこちら海上衝突予防法は保安庁の船舶にも適用があるわけでございます。

○大矢委員 今長官がおいでになつたから、ただ一言だけお聞きしたいのですが、最初この提案をしたときに、これはいわゆる普通の船舶と違ふのであつたから、船舶安全法その他電波法の一部の適用をしなくてもいいのだという考えのもとに、貸借協定の締結について承認を求めるの件を提出されたと思ふのです。それがその後外務委員会の問題になりました。誤解を生ずるのので、完璧を期するために、この船舶安全法の一部、すなわち言いかえれば、国際條約に基いてのものだけをここに一部改正をして、議員提出となつたわけでありまして、もし議員提出となつた場合に、今論議になつておつた国際法規の關係上、一部をどうしても適用しなければならぬと考えるのか。依然として、それは必要がない。しかしなによりかある方がまじだということとこれを賛成されるのか。もし議員提出がなければ、政府みづから完璧を期するために、積極的にこれを改正して出す意思があるのかどうか。これは直接長官から聞きたいと思ひます。

○木村國務大臣 お答えいたします。これはわれ／＼の考え方では、御承知の通り條約の中の規則第五章の問題、これなんです。これがつまり適用になるわけなんです。あとは大体はずれておると思ひます。そこでこの問題の手当をどうするかということになります。これは一般的の船舶ではないのでありまして、特殊の、いわゆる警備隊で使う船であります。それは内部の訓示規定だけで行けるという考えのもとに、訓示でひとつ行こうじやないか、この手当てで済むのではないかとこの方針で進んで参つておつたのであります。しかしだんだん／＼委員会で御議論もありまして、法律でやつた方がいいじやないかということでありまして、それはもう法律でやれば、これより越したことはないのではありませんから、われわれはあえて固執しないわけでありまして、法律でやりくりくださるなら法律でやりましよう。固執はいたしません。こういう氣持でいるわけでありまして、

○大矢委員 それでは、今なおやつてもらえればそれでいいが、やらなくても行けるというお考えですか。

○木村國務大臣 お答えいたします。手当てはそれでいいと思つております。今でも思つております。しかしすべての誤解を一掃するために、法律でやりくりくださるならそれに越したことはない。あえて固執いたしません。この態度であります。

○北村委員 ただいまの大矢委員の御質問に關連して、ちよつと念のために承つておきたいと思ひます。この問題は、予算委員会においても論議されたやうでありまして、私はこのことにより關係しておりませんから、詳細はよくわかりませんが、速記録でも読んで十分検討したいと思ふのであります。が、先ほど岡田政務次官の御答弁の中に、政府の解釈は初めから一貫しておる。議員提出の法案がなくてもよいのであるけれども、あれば一層完備云々というふうな言葉があつたと思ふのですが、それは政府を代表してそういう御答弁になつたことは間違いないかどうか。このことをこの場合、いろいろ問題が後に残りますから、はつきりと確かめておきたいと思ひますので、もう一度このことについて御答弁をお願いしたいと思います。岡田政務次官が、ここではつきりおつしやつたのでありますから、もう一度岡田政務次官の御心境を十分同つておきたいと思ひます。

○岡田(五)政府委員 先ほど申し上げましたことに間違ひない。私はかように考えております。

○北村委員 それでは私はこれから少し調べて、後に御質問したいと思ふのであります。が、私が予算委員会できちからちよつと聞いておつたところでは、必ずしも政府の解釈は初めから一貫しておらぬ。法制局長官が多少詭弁を弄せられたということが問題になつて、そのことも相當に政治的責任があるというところが論議せられております。政府はあわてて議員提出の方法によつて、法的不備を何とかとめようとしたように考えておるものであります。が、今の話とその点が食い違つておりますから、私は用意がありませんが、これは非常に重大な問題でありますから、十分準備をもつて、重ねて御質問いたしたい。きょうはこの程度にして、あとのことは留保しておきま

す。

○吉田(警)委員 ちよつと議事進行についてお尋ねしたいのですが、北村委員もなお御調査になつて質問したいという御意向ですが、きようは質問を終つてしまふのですか。さらに質問を続行することになるのですか。その都合で私は質問の内容、範圍等について再考してみたいと思うのですが、どういうことになるのですか。

○船田委員長 お答えいたします。先ほど理事の諸君のお話合ひで、質問を続行したいという御希望が強いようでありましたから、委員長としては、さういうとりはからいをして、なるべく本改正案は早くあげたいと思つておりますので、どうぞその点を……

○吉田(警)委員 さようでございますか。それでは私自身も、少し法律上の観点から留意したいものがあると思いますので、きようの質問は留保させていただきますかと思つて、質問者もないやうでありますから、せつかく長官が見えておりますので、私二、三尋ねさせていただきます。

私自身も実は外務委員会あるいは予算委員会等に関係してはおりませんが、各委員会において議論された状況から、この立法措置に進んで来たやうに伺つておりますが、その過去の経緯に詳しくありませんので、あるいはすでに議論がついた問題かも知れませんが、根本のことにつきまして、一、二伺いたいと思ひます。

この法律の適用する対象に予定されておる船が、いわゆる軍艦であるのか、軍艦にあらずる船舶であるのかというところが、かなり問題になつていたやうであります。もしこれが船舶で

あるということになると、それは軍艦にあらずる船舶であるというやうな前提にならなければ、この立法措置は意味をなさぬということになると思ふのであります。この委員会におきましても、一応何を軍艦といひ、何を軍艦にあらずる船舶といひ、またいわゆる船舶といふのは、軍艦も含むものであるかどうか。こゝういふ点をひとつはつきり長官においていただきたいと思います。

○木村国務大臣 お答えいたします。この一九四八年の海上における人命の安全のための国際條約の付属書類の第二の、海上衝突予防規則にも、「船舶」という語は水上に浮んでゐる水上飛行機以外のもの、海上の運送方法として用いられ又は用ゐる」とのである。各種の船舶をも包含する」とあつて、定義ははつきりしませんけれども、どうも船舶といふものの範圍が非常に広いやうにも思ひます。船舶の定義、軍艦との區別、広く船舶とは軍艦も包含すべきものなりやいなや。こゝういふことにつきまして、ひとつ御答弁を願ひたいと思ひます。

○木村国務大臣 お答えいたします。御承知の通り軍艦といふのは、いわゆる戦争を目的とする大きな艦が一つ出たおのりである。こゝういふその点から発足したとして、国際法上不可侵權並びに一種の主權が認められております。形式的に申しますと、これに乗り組む船員はことごとく軍人でありま

これはどうだ、これが御質問の御趣旨であらう、こゝう私は考へております。

もとりフリゲート艦はアメリカにおいて一時哨戒艇として使つておつたことは事実であります。またLSSLは上陸支援艇として使つて、戰時的にこれを使用しておつたといふことは申すまでもありません。しかし日本においてこれを借り受ける目的は、これを何に使うのかといふことになりま

す。この前も法制局長官がうまい例を引いておりました。いわゆる軍用犬であつたものをわね／＼のうちで飼つて軍用犬でなくなる。軍馬を払い下げて百姓が使へば駄馬になる。この船は先ほど申しました通り、アメリカにおいて使つておつたものであります。日本に來ては全然その性格は違つておるものであります。しかもこの船は今より十年前につくられたものでありまして、きわめて古い船であります。いくさの役には立たぬと考へております。乗組員も百六十名、基準排水量は千四百五十トン、普通海岸警備については、私としてはこんなものは借りたくありません。日本でこれに適切な船を早くつくりたいのです。しかしやむを得ずこれを借りなければならぬ立場に置かれておるのであります。と申しますのは、日本の財政です。普通一般の適切な警備船をつくるには、相当な金がかかります。これを六十八隻もつくりますと、おそらく四、五百億円の金になるだらうと考へておるのであります。こゝういふ金を今出しようが

りません。幸いにアメリカが好意的にこれを無償で貸してやろうといふのでありますから、われ／＼はこれを使ひたいといふ、こゝう考へておる次第であります。

○吉田(警)委員 長官のお言葉では、いわゆる普通船舶といふのは、これはこの法律の適用を受ける船舶と思ひますが、船舶といふのは、さうすると軍艦を包含しないのですか。あるいは少し言ひ方がどうかと思ひますが、軍艦を包含することもあるのでしょうか。いかがでございますか。

○木村国務大臣 広い船舶という概念から申しますと、軍艦も入るのではなからうかと考へております。いわゆるアメリカでグエッセルといふ言葉を使つておられますが、このグエッセルといふ言葉は、いわゆるわれ／＼の普通といふ軍艦も入つてゐるのではないかと解釈しております。しかし普通の狭義の定義からいいますと、軍艦は船舶に入つていない、こゝうも言へる。いわゆる條約での使ひ方を見ますと、軍艦と船舶とは違つておるやうに思われますが、この点は法律的にどう違つておるかといふことになりま

せん。しかし普通の概念では、船舶とは大きな概念である。そこに軍艦も含まれるのであるが、しかし條約とかその他の法律的な用語では、軍艦と船舶とはおのずからそこに限界がある、私はさう考へております。

○吉田(警)委員 こゝにこの法律で規定しております船舶とは、広い意味の軍艦を包含するのではあらずして、さきに御説明になつておりましたやうに、軍艦を除いた意味の船舶、こゝうい

うふうに解すべきなのでしょう。

○佐藤(達)政府委員 先ほど来保安庁長官からお答え申し上げましたやうに、警備隊において軍艦を使うといふことは、全然考へておりませんから、国内法の關係において、保安庁法の中に今一部改正案として出ております。船舶といふものは、さういふものは含まないといふふうにお考へ願つてよろしいと思ひます。

○吉田(警)委員 やはり長官でないといへないと思ひますが、さうすると軍艦にあらずる船舶、また軍艦を包含する概念としての船舶もあり得る。そこで狭い意味の軍艦と船舶を區別するのは、主として形の上の、国旗とかあるいは何か兵器だとかいふこともあつたやうですが、主としてその使用者の用途によつて決定するのですか。言いかえると、日本政府の用途によつて、用いる目的によつてきめる、こゝういふことになると、どういふやうに考へようか。

○木村国務大臣 私はさうに考へておりました。そこで今法制局長官も申し上げましたやうに、この船舶安全法に、いわゆる船舶は軍艦は包含してない、これなんです。そこで船舶と軍艦との差いかんといふことになりま

す。先ほど来申し上げましたやうに、軍艦は一国において戦争目的のために軍人乗り組ませて、さうしてある用途に使うといふことが、これがおもなる目的になるものと思ひます。

○吉田(警)委員 この問題はやはり今後いろいろと起つて来る事実にも関連します。相対明確にしておいていただく必要があると思ふのですが、たとえば戦時中これらの商船を徴用い

たしまして、国旗を掲げず、ただ大砲を積み込んで、どん／＼と戦争に従事させたような事実もありました。きのうまでは運送船であつて、きょうは海軍所屬の軍艦に化けています。こういうこともあるので、本法案の船舶と軍艦との区別というのは、やはり主として使う目的、用途それによつて区別する、こういうふうには長官は答へになつたと解していいのであります。

○木村国務大臣 私はいさように考えております。そこで今御質問の普通の船が戦時中軍艦に化けたじやないかというところであります。化けることにはあります。というのは、国家目的が戦争に使うんだということが一つ、そうしてそれに乗り組ませる人員が軍人である、それが軍艦旗を掲げる、従つてそれに基いて国際法上ある種の権利を得るということでありまして、ここに於いて普通の船舶とおのずから差異が生じて来る、こう考えております。

○吉田(賢)委員 そうしますと、その論法を以て行きますと、逆にまた軍艦を船に化かして、ある目的のために使つて行く、こういうこともあり得るんですね。何となれば日本の国の用途、目的によつて軍艦ともなり、軍艦にあらずる船ともなる、そういうこともあり得ると解していいのですか。

○木村国務大臣 もとより当然であります。その昔軍艦でありましたも、これはもう戦争には使わないという一つの目的がはなされておる、それと乗組員が軍人ではありません。軍艦の、いわゆる今申します権利がすでにそこから出て来ないことになりました。昔軍艦であつたものが今は普通の船舶として使われておる実例もあるのであります。

○吉田(賢)委員 そうしますとこの法律の趣旨の船舶とは、実質は軍艦の大部分の要素を持つたもの、国旗とかあるいは戦争目的物とかあるいは軍人とか、そういうものを載せておられるか、それいつたものを載せておられるか、それを載せたりおろしたりするのは一日にできることです。しかも大部分の軍艦たるべき要素を持つておるといふ、そういうものでも目的が戦争等に使わないのだから船舶として扱つて行く場合もある、事実こういうふうなこの法律は適用されて行くこともある、こういう場合も論理上たやすく想像されるのですが、そういうふうな考へてもいいわけですか。

○木村国務大臣 これは御承知の通り艦隊というのであります。私の知つておる実例でこういうことがあります。私が乗つた船で、昔大阪商船で台南丸という船があつた。台湾航路に使つておつた船です。これは私が大連に行つた船であります。これはまるきり商船に使つておつたのです。これがあにはからんやグラスゴウでつくられたりつばなイギリスの小巡洋艦で、三千五百トンでありましたが、こういう実例があります。また、日本でも瀬戸内海の航路にかつて使つて、これも私は乗つたことがありますが、八重山という船があつた、これは昔敷設艦だつたというのです。それが商船として使われておるといふ実例もあります。軍艦がいわゆる艦隊になつて一般の船舶となることはあるのであります。また逆に普通の船舶が戦時中に戦争目的のために軍艦に化けることもこれはあると思ひます。

○吉田(賢)委員 このさつきの人命安全に關する国際條約等の適用にも關連いたしまして、船舶として條約の適用の対象にすべきや、あるいは軍艦としてその対象から除外すべきやといううなことは、その国の、言いかえすとと本件の場合日本の国が自分の用途が戦争目的でないからというのできめるべきではなくて、これは国際的に各国のそれ／＼の見るところによつてきめられるというところが、條約の今後の運用の上においても当然であらうと考へるのでございまして。今の長官のお説に従ひますと、実質は軍艦の大部分の要素を備えた形のもの、しからざる目的のためと稱して多数に用ひしておるといふことが各国に行われるということになりまして、それは條約の円滑な適用も相互にできない結果に陥りますので、そういう目的を隠蔽したような事態になることを避ける点から考へてみましても、やはり各国の国際的な考へ方によつてきめるべき筋合いのものじやないでしょうか、いかがでございますか。

○木村国務大臣 各国でもおそろく私の今の軍艦の定義は同じであらうと思ひます。どこの国でも軍事的目的に使うものを軍艦と申します。それと同時にその国の軍人が乗る、その国の軍艦旗を掲げる、そうして一種の治外法権的な、不可侵権を持つというところは各々同様であります。お前の船は軍艦だ軍艦だといつて互にこれを区別するわけじやないものであります。各国の意思によつて軍艦とすべきかどうかというところでございまして行くのである、こう考へております。

○吉田(賢)委員 長官も法律専門家で長らく練達の士であります、ただいまのお立場上お苦しいことはよく承知しておりますが、載せておるもの、たとえば兵器を横に置きあるいは軍人を下船させ、そしてそれを載せればすぐ軍艦になるような形のものを別の目的に使用しておるといふことは、それは実質的には憲法の違反になるおそれがあるもので、そういうふうな論理のつじつまを合せて行く必要があるかどうか、これは私はあなたの立場を善意に了解いたします。しかし同時に国会において今法律をつくらんとするので、その辺について何か政治的ないろ／＼な必要、事情もあらうかと思ひますけれども、相当はつきりしておく必要があらうと思ひますので、長官のその辺についてほんとうにお考へになつておるところをひとつ述べておいていただけたらいいんじやないと思ひます。

○木村国務大臣 まことに御同情あるお言葉で恐縮でございます。しかし私は信念としてこれは軍艦にあらず、これははつきり申し上げたい。もとよりさきに申し上げました通り、私はこんな船を借りたくありません。ほんとうに心外です。日本の海岸を警備するためにはこれに適切な船をつくつたらよいのです。先刻申し上げました通り、つくりたいがやむを得ません。やむを得ませんから、この船を幸ひ貸してやろうというので借りたのであります。これは沿岸警備あるいは密輸入船の取締りあるいは海難救助ということについて相応の働きを持つものと私は考へております。これを今の近代戦に使う軍艦なりとは私はとうてい考へておりません。しかもこの装備からいひ、あるいは能力からいひまして、これは大したものではありません。この点からいひましてもせい／＼日本の沿岸の警備には使へる。御承知の通り、日本の海岸線は八千海里からあるのであります、九千海里という人もあります。私は八千海里と記憶しております。この長い海岸を警備するといふことは相当の船を要するのであります。御承知の通り戦前、戦時中艦艇が二百四十隻もつてこれを守る——守ると言つては語弊がありますが、警備に配置しておつた。今はそんなことは考へずにおきまして、漁船の方も御承知の通りなか／＼問題があり、密輸入船の問題も起つております。これらの点を考慮いたしますと、もう早急にこの海岸の警備に力を注がなければならぬとわれわれは考へております。その間に処しまして、幸ひこのボロ船——私はあえてボロ船と言つておきます。これをアメリカから貸してやる——いい船を貸すようなことはなからうと私は思ひますが、これを貸してやろうというのでありますから、これをわれ／＼は借りて、早急に漁船の保護もしてやりたい、こう考へておるのであります。

○吉田(賢)委員 私どもが国の前途のために憂慮をいたしておりますのは、憲法の改正がなく、また国民の輿論も十分にしんじやくしないで、無制限に、陸上、海上におきまして、あく日転すればすぐ戦争に用ひられるといつたようなものがだん／＼と拡充されて行つて、海では、軍艦にあらずる船である、あるいは陸におきましては軍備にあらずる警備をやるといふような名のもとに、だん／＼と充実し、広げられ、際限なく拡大されて行くといふことになりますると——それは目的

さえかえればどうとでも使えるのですから、そういう状態にだん／＼進んで行くというところが可能な道をきよう開いて行く危険があるのではないか、こういうことをおそれるのではないかと、まさか侵略を目的としてということ、それはないことは確信いたしますが、それにいたしまして、そういうふうな海に陸に無制限に拡充されて行く結果をおそれるのでありますから、その辺につきまして、相当確信を持つてこれらのことをなさるべきことが、特に船舶の定義、軍艦との区別、この適用について将来起つて来るべきあらゆる事象、事件等々について相当広い視野から検討し尽して出発することが、私はこういう問題を扱うべき当初の立法措置として一番重要な点だろうと思ひますので、そういうふうな陸に海に、今申しましたようなことがあり得る、その糸口をつくる危険があらうと思ひますので、重ねてお尋ねするのですが、長官の所信を伺いたいと思ひます。

○木村國務大臣 ただいまの御質問の要旨は、要するに知らぬ間に軍備がだんだん拡充されるおそれがあるのではないかというように拝承するのであります。それは私ははつきりお答えします。断じてしからず。と申ししますのは一例をもつて申しします。ここにアメリカから大きなエセックス号の航空母艦を日本に持つて来ると仮定いたしました。これを動かすのにどれだけの乗組員がいるかです。船はひとりで動きません。動かすにはこれを動かすだけのりつばな軍人がいます。一つの船に三千名から乗組んでおります。船だけもつたところで、これを動かす人間がいなければ何もありません。この船の乗組員をいかにして養成するかということが先決問題であります。そこでただいまの保安隊の問題であります。隊員は十一万と限定されておるのです。これは国会の議決がなければ増員することはできません。われ／＼ががた／＼にやろうといつたつて断じてできないのであります。この点は、このボロ船を借りるのでもやはり国会の御審議を経るわけでありまして、それらの点から、われ／＼はやううとしてもそんなことをやる道理がありません。これをふやすかどうかということは、これは国民の総意によつておきめになるものであらう、こう考へております。やみでやるということ、は断じてすべきものでもなし、またできるものでもないということを確認しておる次第でございます。

○吉田(賢)委員 しかばかりに陸におきまして、優秀な飛行機等が、長官の御説のごとく、財政においてあるは不可能であらうという御説もつともであります。ごもつともであります。が、しかしそれにもかかわらず、法律の建前といたしましては、船舶と軍艦との区別も、使用目的によつて非常に微妙なところまでいまいな線ができて来るようなところに、陸上におきましてもやはり近代の優秀な兵器がたくさん準備されるというようになつた場合に、これは目的が違ふのだから、いわゆる戦争のための軍備にあらずというふうにも解されて、そこに法律にも混淆した紛争点ができ、また實際政治の運営におきましても未解決のままいつまでもこういう一つの争いが繰返されることが残されて行くんじゃないかと考へるのであります。陸上のことはきよ／＼多くお尋ねするものもいかかと思ひます。でございますけれども、移して陸に持つて行つたら同じようになつて来るのじやないかと思ひますので、要するに目的が戦争のためでなかつたら、それは警察用だ、目的が沿岸の警備用だから従つて軍艦ではない、こういうふうな万事目的から規定して来るということの危険を私は感じ、またその危険を内包して問題が提示されておるのではないだろうか、こう思ひますが、どんなものでしょうか。

○木村國務大臣 私の申し上げたのは、目的と内容と二つであります。今も参議院の予算委員会での問題について私は答弁して来たのです。いわゆる目的と内容と両方相まらして初めてそこに一つの戦力という問題がはつきり浮び上つて来るのであります。今の保安隊は申すまでもなく保安庁法第四條によつて、わが国の平和と秩序を維持し、人命、財産を保護するため特別の必要ある場合に行動する部隊とことにはつきり、内地の治安確保の目的のために設置されるものであるということを目録の一つに掲げております。内容の点から申しまして、これは一にその目的を達成する範囲内に限定されておるのであります。いわゆる戦争を争し得るような総合的力を持つていない。この点から申しまして、そこに御心配はないということをおし上げます。

○吉田(賢)委員 ちよつと転じまして、普通の船舶でなくして軍艦であれば、申すまでもなく航海安全法なんか

の適用はないわけでありませうか、これは政府委員の方にお尋ねしたいと思ひます。

○上村政府委員 軍艦でありますれば、條約に明文がございまして、除外してございませう。

○吉田(賢)委員 私は一応これで終ります。

○大矢委員 先ほど長官が、ああいうボロ船は借りたくないのだ、日本の沿岸を警備するにはもつと性能のいいりつばなものがほしいのだが、金がないから、こういうお話であります。もし日本のためにもまたアメリカのために必要だと考へて、もつと性能のいいものを無償で貸してやろうというなら、これを借りるのか、また積極的にそういう無償で借りるのは一挙兩得です。から借りたのだ、すなわち借りる意思があるのかどうかということですが、それをひとつ伺ひしておきます。

○木村國務大臣 沿岸警備にまつた適切ないい船であれば、これは貸していただきたいと思ひます。

○大矢委員 これは外国のことですが、外国がどう思つてゐるかわかりませんが、日本の国際信用の上に大きな影響がありますから伺ひておきたい。日本ではああいう古いものだし、しかも砲がすわつていても、役に立たないのだ、しかも目的自体が戦争目的、戦闘目的でないのだから軍艦にあらず、あくまでも船舶だ、こう言つておるが、よそもそう思つてゐるのかどうか、逆にあの程度のもを朝鮮あるいは北鮮、韓国がだん／＼アメリカから借り、あるいはその他の国から借りた場合には、あれは船舶だ、戦う意思がないと向うで声明すれば、あれは軍艦でないといつて、国民がはたして信用するかどうか。そして今長官が言つておることを世界各國へ説いてまわるわけでも何でもありませんから、やはり外国で古くさいけれども戦闘用に使つておつたのは事実です。しかも砲がすわつてゐることは事実です。その戦艦にひとしいものを、日本では目的が違ふから船舶だ、船舶だと言つてゐるが、近くは朝鮮あるいは中共が、あれは結局アメリカがつくつた軍艦ではないか、日本が軍艦を持たない／＼と言つても、非常に古くさいものであるけれども、金がないからいたし方ないの、持つてゐることは事実じやないか、こういうことを宣伝した場合に、国際上向うは、それは違ふ、日本の言うことがあたりまえで、軍艦でないということを信用するかどうか。私はおそらく韓国にしても、北鮮にしても、中共にしても、台湾にしても、やはり軍艦の一部だと思つてゐると思ひます。しかしそういうことはかつてだと言われ

に悪影響があるのではないかと思う。こういう点はいろいろふうに考えておられるか、その点心配いらぬと考へていられるかどうか。私はこれは非常に重大なことだと思ふのです。

○木村国務大臣 御承知の通り軍艦には軍艦旗というものを掲げます。はつきり国際法上規定されております。その軍艦旗をつけておられますものを、国際法上軍艦として取扱う。今申しますように、そういう軍艦旗を掲げて、その軍艦なることを表明した以上は、これは国際法上不可侵権も認められ、一種の主権をそこに認められるのであります。今の日本のフリゲート艦は、軍艦としてアメリカで使つておつても、日本の軍艦旗を掲げないのでありますから、軍艦としての取扱ひは国際法上受けません。従つて朝鮮であらうが、中共であらうが、これを普通船舶として扱はるは国際法上取扱へばいいと思ふ。この点ではつきり区別されると思ふ。

○大矢委員 それはこういうことに解してよろしいですか。今度の貸借の主たるフリゲートは、軍艦旗を持つていないから軍艦とは断じて各国は見ない、そういう心配は御無用だ、日本はただ軍艦旗がないからということと軍艦でない、軍艦であると決して外国では考へていない、こういうことに考へてよいですか。

○木村国務大臣 考へる、考へぬより軍艦旗を掲げることによつて国際法上の取扱ひを別に受けるのです。軍艦としては一種の国際法上の取扱ひを受ける権力を持つております。商船とは全然その趣を異にしておりますから、これは御心配はないと思つております。

○武藤委員 吉田君の先ほどの質問に關連しまして、私もちよつと一点伺いたいのですけれども、先ほど木村長官の話を伺つておりますと、沿岸警備だけであるし、戦争目的がない、艦隊でもないし、軍隊でもない、軍艦でもないというお説もあるようであります。が、こういう場合はどうなんでしょう。かりに外国の軍艦が日本に侵略して来た、日本に近づいて来た、そういう場合には、今度借りたフリゲート艦というやつは、密漁船とか密輸入船だけを取締るのであるから、ただ黙つて見ておるのでしようか、何かこれに反撃を加えるということになるのでしょうか、承りたいと思ひます。

○木村国務大臣 密輸入船その他日本の法律に違反するような行為のあるものに對しては、日本でそれ相応の処置をとれるものと考えております。

○武藤委員 そのことを伺つておるのではないのであつて、外国の軍艦が日本に侵略をして来た場合に、今の問題のフリゲート艦はただ見ておるのかどうかということですか。

○木村国務大臣 外国船といへども日本の法律を無視して不当に日本に侵略して来た場合には、御承知の通りわれわれも個人として正当防衛権を持つております。国家としても正当防衛権は持つております。われわれはそれのときによつて処置を考へればよいと思ひます。

○武藤委員 そうではないのであつて、外国船ではなくして、外国の軍艦や軍隊が積極的に、意識的に侵略をして来たというような場合には一つの軍事行動が行われる。ただの密輸入人や何かではない、戦闘行為としてやつて来た場合に、これに對して国家の意思で正当防衛として反撃を加えて行くというような場合には、このフリゲート艦が全面的に出動して反撃を加えることになるのですか。

○木村国務大臣 もとより外国の不当侵略に對しては、私は木村個人でも戦います。いわんや日本の警察あるいは保安隊といへども、そのときの情勢いかんによつて反撃を加えることは当然であると思ひます。

○武藤委員 私は保安隊や木村個人を言つてゐるのではないのであつて、今問題になつてゐるフリゲート艦か、フリゲート艦か知りませんが、これが反撃に出来るかどうか、また持つてゐる武器が、あるだけの武器は、たとえば大砲があれば大砲を使つて反撃をするかどうかということですか。

○木村国務大臣 そのときの情勢判断によつて、侵略行為に對して防衛的処置を講ずるものとわれわれは考へております。

○武藤委員 もつと具体的に、外国の軍艦が数隻または十数隻やつて来まして、侵略のために日本に上陸しようとしたような場合には、どういふふうな処置をとるのでしょうか、そのときの情勢と言ひましても、そういう場合にはどうします。

○木村国務大臣 もとよりそのときには正当防衛権を發揮するであります。う。しかし私はそういう仮定論については今あまり深く申し上げたくはありません。

○武藤委員 そういうことになりますと、日本が憲法に戦争を放棄してゐるのですから、積極的に宣戦を布告するといふようなことはしないでしょうけれども、事実上はそこに戦争といふものが起ると思ふのです。これはりつぱな戦争だと言ひ得ると思ふのですが、そうなるフリゲート艦といふものがなければ、反撃に出ることもない、従つて戦争にはならない、しかしこういうものがあるとは結局事実上戦争といふことになるのではないかと、このことを伺ひたい。

○木村国務大臣 それでは外国の侵略はそのまゝ見過してよいという御議論になるのでございましょうか。われわれは外国からの侵略に對して、ただ手をあげてどうぞお入りくださいということになるのでしょうか。

○武藤委員 ここで私が伺うのは外国の侵略がよいとか悪いとか言うのではありません。侵略がよくないことは、もう木村長官の方が私よりよく知つておられると思ふ。いいとか悪いとかをいうのではなくて、事実問題として、外国の軍艦が侵略をして来たというやうな場合には、戦争になりはしないか、實際上戦争といふものになりはしないか、このフリゲートがなければ戦争は始まりませんが、海戦は始まりませんが、あるために、実際海戦といふものが行われることになりはしないか。反撃を加えるといふ長官のお話であります。当然そういうことになるのではないかと、このことを承りたい。同時にそれはそのときから木村長官の先ほど来言つておられる戦争目的といふものを持つことになるのではないかと、その瞬間から、今はないとしましても、外国の侵略があり、それに対して反撃を加える戦闘行為が行われる、武器を使う、乗組員が戦闘行為に参加すると

いふことになりますと、少くともその瞬間からは戦争目的を持つことになつて、それはいわゆる戦争になり、憲法の軍備を廢し戦争を放棄したといふ條項と抵觸するやうな行為が行われることになるのではないかと、このことについて長官に伺ひたい。いいとか悪いとかを聞いておるのではない。

○木村国務大臣 お答えいたします。フリゲート艦あるなしにかかわりません。そうすると、フリゲートがなくて、外国の軍艦が不法に侵入して来て、その場合に日本の警察隊なり何なりが出動した場合に、これもあなたのおつしやるやうに戦闘行為ならば、初めから持つておることは不当だといふことにはならないと思ふ。これはフリゲート艦あるなしにかかわりません。そういう場合には、日本の国民は全部こぞつて私は起つべきものであらうと確信して疑ひません。

○武藤委員 私はそういうふうな日本国民の信念や何かを聞いておるのではない。そういう場合に戦争になつて、いわゆる憲法の條項に違反する結果になりはしないか、軍備といふことになつて、あるいは戦争といふことになつて、ではないかといふことについての木村長官の解釈を伺つておる。

○木村国務大臣 私はならぬと確信しております。初めからいふことを目的をもつてつくられたものではないのであります。断じて軍備には私はならないと考へております。

○武藤委員 もう少し伺ひたいのだけれども、初めのこととは私はもう了承しておるのです。今は木村長官の言われた通り、かりに戦争目的がないといふことにしましても、その侵略に對抗す

る組織的な力になると思う。数十隻のフリゲート艦が一斉に出動するという事になると、これはただ単なる個人が正当防衛するということではなくて、一つの、軍艦としての組織的な行動になりはしないか、そういう場合には、りつぱに海戦——そう大きなものではないでしようけれども、りつぱに小規模の海戦が行われることになると思う。そのときには、その瞬間から戦争目的を持つたことになりはしないか、こういうことを伺つて、憲法との關係を聞いておるわけでありませう。

○木村國務大臣 そのときには一種の正当防衛行為でありますから、戦争目的を初めから持つていなければ私はいと考へております。そうしなければ、これは外国から不当に侵入をして來て、日本の警察が立つたときに、そのときからすでも軍艦にかつておるのではないかと、いろいろな議論も出るのであります。われ／＼は、それじや日本国民全部が軍隊になつてしまふ。さうなものではないと私は考へております。

○武蔵委員 そういうふうな、私は広い範圍についての自然発生的なものを伺うのではない。今から数十隻の軍艦が——艦隊になつたということでありまして、とにかく軍艦としての実質を備えておる。それが数十隻、組織的な訓練を受け、そして組織的な規模で日本の沿岸に浮かんでおる。それが外国の軍艦の侵略に対して戦いをするということ、国内に入つて來られた外国人に対して、外国の軍隊に対して国民が立ち上つて反対をするということとは違ふと思うのです。そういう例でなくて、この場合についての、木村

長官の、先ほどの戦争目的がなければという前提に立つたとしても、その瞬間からいゆる組織的な戦争目的というものが入るのではないかと、いうことを聞いておる。もう一度承りたい。

○木村國務大臣 決して私は入らぬと思ひます。いかなる小艦といへども、そういうような場合においては、私は立ち上るだらうと考へております。

○武蔵委員 それではもう一つ別のことでありますが、日本が国連に協力するといふことがあるのでありますけれども、この船で外国の、国連軍の軍隊あるいは兵器あるいは弾薬といふようなものを運搬するといふようなことはないのでしやうか。

○木村國務大臣 断じてありません。

○吉田(實)委員 ちよつとさつきからの問答によりましてもう一点伺つておきたい点があります。だん／＼と長官の解釈なり、お説なり、あるいは情勢の御判断なりを聞いておりますと、假定ではなくてあるいは必要からさういふ事態も起ると思ひますが、將來日本がさらに優秀な船、あるいはそれは軍艦の古手であつたかも知れませんが、軍艦らしい船をさらにたくさんに借り入れるような事態が生じ、あるいは実情において類似の装備がだん／＼とできて、これは財政とにらみ合せなければ実現しないと思ひますけれども、しかし国際間の諸般の事情からさういふような事態が進展して行くことも一応推測し得られるのですが、さういつた場合に、目的なりあるいは形骸なり、さういつたものが軍艦である、ない軍備である、ないといふようなことにいろ／＼と考慮しながら心配して、また法律をつくつたり、議論したりし

なくしてはなるまいと思ひますが、私は百尺竿頭一步を進めまして、それならいつそ侵略戦争をする意思もない以上は、憲法第九條を改正するといふことにおいて、受ける戦争なら立ち上るといふようなことであらば、そこまで腹をきめるといふことがあなたのお考へえならば、政治家として根本の信念として持つべき一つのねらい点ではないかと思ひますが、それは私は内閣の首班でない木村長官にお伺いすることはいかがかと思ひますけれども、國務大臣として、また行政の長として軍大なる立場に立つておられるので、むしろさういつたところに、目的は正しいのだからといふことである以上は、やはりこゝまで道を開きなさいとはどうかと思ひますが、但しそのことはい、悪い別問題として、あなたのお考へえ、あなたの見なされる情勢の判断あるいは実情、將來の推移發展といふようなことから結論しますと、むしろさういふふうにお考へになるのが、事の順序でないだろうか、筋が通るのではないだろうかといふふうに思われるのですが、どうでございます。さういふ点について根本の信念を承りたいと思ひます。

○木村國務大臣 政府においてしばしば聲明いたしました通り、ただいまは再軍備の時期ではないし、従つて憲法改正はいたさなないのである、こゝ言つておるのであります。私個人の意見はこの際は差控へたいと考へております。

○砂田委員 議事進行について。この問題についてだん／＼長く応答が行われておりますが、私どもは根本をもつとお伺ひしたい。それはすなわち日本

の治安の狀態がこういうものを借りて來なければならぬやうな急迫しておる狀態にあるかないかといふことが根本だと思ひますが、その点については秘密会でも聞いてもらつて、長官からもつと詳しく私どもは伺いたいと思ひます。ただこゝでかん／＼と議論をしておるやうな事態でないのじやないかといふことを深く感ずるのであります。その点については、もう一ぺんお開きを願つて、長官も御出席を願つて詳細伺いたいと思ひますが、もうすでに十二時半になつておりますから、本日はこの程度にして、午後お開きになるか、日をかえておやりになるか、徹底したさういふ詳細の事情を承りたい、かように考へておるのであります。

○船田委員長 ただいま砂田君の御提案もございまして、本日はこの程度といたしまして、次回は明十八日午前十時理事会、十時半委員会を開きます。

本日はこれにて散會いたします。
午後零時三十一分散會

昭和二十七年十二月二十三日印刷

昭和二十七年十二月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局